

毎週月、水、金曜日発行

# 富 山 県 報

平成29年 3 月 24 日

金 曜 日

号 外(5)

## 目 次

### 監査委員公告

○行政監査結果の公表

1

## 公 告

### 行政監査結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき実施した行政監査の結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年 3 月 24 日

富山県監査委員 宮 本 光 明  
富山県監査委員 武 田 慎 一  
富山県監査委員 中 山 喜 徳  
富山県監査委員 上 田 信 雄

(報告書)

## 第 1 行政監査の概要

### 1 監査の趣旨

行政監査は、地方自治法第 199 条第 2 項の規定に基づき、県の事務の執行が、法令等の規定に従って適正に行われているかどうかのみならず、経済性、効率性及び有効性などの観点に沿ってなされているかどうかについて、監査を行うものである。

### 2 監査のテーマ及び選定理由

#### (1) 監査のテーマ

AED（自動体外式除細動器）の設置及び管理について

#### (2) 選定理由

AEDは、緊急時に人命を救うための機器であることから、必要なときに直ちに使用できるように、常日頃からメンテナンスや操作研修の実施を心がけることが大変重要である。

県有施設でも設置が進んでいるが、一般的にAEDの耐用年数は7～8年とされており、県での導入が始まった平成17年頃の機器は、既に更新時期を過ぎている。

このため、県有施設におけるAEDの設置状況及び日常点検等の管理状況について検証し、AEDのより効率的・効果的な活用に資することを目的として、監査を実施した。

### 3 監査の主な着眼点

監査は、主に次の着眼点に基づき実施した。

- (1) 未設置の場合、導入予定（方針）はあるか。
- (2) 計画的、経済的に購入されているか。
- (3) 維持管理は適切か。
- (4) 設置場所は適切か。
- (5) 操作研修は行われているか。
- (6) 更新予定（方針）はあるか。

### 4 監査の対象機関及び方法

#### (1) 対象機関

県有施設（本庁及び出先機関等の庁舎、県立学校並びに指定管理者が管理する公の施設をいう。以下同じ。）のうち、AEDを設置しているものを所管する所属を監査の対象機関とした。

#### (2) 調査方法

##### ア 書面調査

県有施設（226施設）を所管する全所属に対し、AED設置状況調査票の提出を依頼した。

**イ 実地監査**

書面調査の結果、AEDが設置されているとの回答があった県有施設のうちから、書面調査においてAEDの使用実績「有」と回答した施設、平成28年度にAEDを購入した施設など34施設を抽出し、現地調査及び担当職員からの聴き取り調査を行った。

**5 監査の実施期間**

平成28年11月から平成29年3月まで

---

## 第 2 監査の結果

### 1 書面調査の結果

「県有施設における AED 設置及び管理状況調」を取りまとめた結果、以下のとおりであった。

#### (1) AED を設置している県有施設

調査した県有施設 226 施設のうち、AED を設置している施設は 155 施設（設置率 68.5%）、台数は 214 台である。県有施設を所管する部局ごとの AED の設置状況は、表－1 のとおりである。

知事政策局所管の体育施設、生活環境文化部所管の文化ホールや博物館等、厚生部所管の厚生センター本・支所、土木部所管の都市公園や港湾施設、県立学校、警察署等に AED が多く設置されている。

複数台設置している施設は 27 施設であるが、そのうち 18 施設が県立学校である（監査対象 55 校の 32.7%）。

なお、厚生部医務課において貸出し用の AED を 4 台保有しており、平成 27 年度は延べ 216 台の利用があった。

表－1 所管部局ごとの AED の設置状況

	監査対象 施設数(A)	AEDを設置 している施設数 (B)	AEDを設置 していない施設数	設置率(%) (B/A)	設置台数 (C)
議会事務局	1	1	0	100	1
知事政策局	16	14	2	87.5	16
観光・地域振興局	2	0	2	0	0
経営管理部	7	3	4	42.8	3
生活環境文化部	21	16	5	76.1	16
厚生部	30	18	12	60	27
中央病院	1	1	0	100	19
商工労働部	10	1	9	10	1
農林水産部	19	2	17	10.5	2
土木部	29	14	15	48.2	25
企業局	8	4	4	50	4
教育委員会	62	61	1	98.3	80
警察本部	20	20	0	100	20
計	226	155	71	68.5	214

AED が設置されていない理由は、表－2 のとおりである。

設置されていない 71 施設のうち、2 施設では「設置予定あり」との回答があったが、いずれも時期が未定であり、具体的な予定ではない。

69 施設が「設置予定がない」としているが、その主な理由として、「試験研究機関等であり、一般県民の来訪者が比較的少ない」等のほか、「必要性や財源について検討中」としたものがあつた。

表—2 AEDが設置されていない主な理由

AEDを設置していない主な理由	施設数
試験研究機関等であり、一般県民の来訪者が比較的少ない	33
小規模な出先機関等の庁舎であり、必要性が低い	14
入居しているビル又は近隣施設に設置済み	13
必要性や財源について検討中	9
設置予定はあるが、時期未定	2
計	71

## (2) 設置されているフロア

AEDが設置されているフロアは表—3のとおりである。

214台のAEDのうち、192台（構成比89.7%）が建物の1階あるいは2階に設置されている。その他のフロアに該当するものは、施設内の人の出入りが多い場所や建物の上層階に入居している施設に設置されているものである。

表—3 AEDが設置されているフロア

	設置済 施設数	設置 台数	設 置 フ ロ ア (設置台数)							
			1階	2階	3階	4階	5階	6階	7階	その他
議会事務局	1	1			1					
知事政策局	14	16	13	3						
観光・地域振興局	0	0								
経営管理部	3	3	3							
生活環境文化部	16	16	14		1				1	
厚生部	18	27	18	6	1	1	1			
中央病院	1	19	4	3	4	1	2	1	1	3
商工労働部	1	1	1							
農林水産部	2	2	2							
土木部	14	25	23	1	1					
企業局	4	4	3							1
教育委員会	61	80	64	14	1					1
警察本部	20	20	20							
計	155	214	165	27	9	2	3	1	2	5
構成比 (%)			77.1	12.6	4.2	0.9	1.4	0.4	0.9	2.3

## (3) 設置場所の性質

AEDの設置場所は、表－4のとおりである。

一般の来訪者が容易にアクセスできる「一般の利用に供されている場所」に設置されているものは、164台（構成比76.6%）であった。他の50台（構成比23.3%）は、事務室内や受付カウンター内などの「一般の利用に供されていない場所」に設置されている。

外部からのアクセスが容易と考えられる「1階」かつ「一般の利用に供されている場所」に設置されているものは、134台（構成比62.6%）である。

表－4 AEDの設置場所

	設置済 施設数	設置 台数	設 置 場 所		
			一般の利用に 供されている 場 所		一般の利用に 供されていない 場 所
			設置台数	左のうち、1階 に設置されて いる台数	設置台数
議会事務局	1	1	1	0	
知事政策局	14	16	12	9	4
観光・地域振興局	0	0			
経営管理部	3	3	3	3	
生活環境文化部	16	16	15	14	1
厚生部	18	27	21	16	6
中央病院	1	19	14	3	5
商工労働部	1	1	1	1	
農林水産部	2	2	1	1	1
土木部	14	25	16	16	9
企業局	4	4	4	3	
教育委員会	61	80	58	50	22
警察本部	20	20	18	18	2
計	155	214	164	134	50
構成比(%)			76.6	62.6	23.3

## (4) 日常点検頻度ごとの台数

日常点検頻度ごとの台数は、表－5のとおりである。

点検が毎日行われているAEDは、31台（構成比14.4%）に留まっている。月1回以上の頻度に範囲を広げても、96台（構成比44.8%）で半数を下回る。

一方で、年1回のものは82台（構成比38.3%）、行っていないものは16台（構成比7.4%）あった。総じて、日常点検に対する意識が低いように見受けられる。

日常点検については、「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について（注意喚起及び関係団体への周知依頼）」（平成21年4月16日付け医政発0416001号・薬食発第0416001号、厚生労働省医政局長・医薬食品局長通知（以下「厚生労働省通知」という。））において、「AEDの設置者等が行うべき事項等」として、AEDの設置者に日常点検（AED本体のインジケータのランプの色や表示により、AEDが正常に使用可能な状態を示していることの確認）等の実施が求められている。

表一 5 日常点検頻度ごとの台数

	設置済施設数	設置台数	日常点検頻度(該台数)						
			毎日	週1回以上	月1回以上	年2回以上	年1回	行っていない	
議会事務局	1	1					1		
知事政策局	14	16	3	4		2	7		
観光・地域振興局	0	0							
経営管理部	3	3		2			1		
生活環境文化部	16	16	1	1	1		11	2	
厚生部	18	27	2		15		8	2	
中央病院	1	19			19				
商工労働部	1	1					1		
農林水産部	2	2					2		
土木部	14	25	1		4	7	12	1	
企業局	4	4			1		3		
教育委員会	61	80	21		17	8	33	1	
警察本部	20	20	3		1	3	3	10	
計	155	214	31	7	58	20	82	16	
構成比(%)			14.4	3.2	27.1	9.3	38.3	7.4	

(5) 購入財源と備品登録状況

購入財源と備品登録状況は、表一 6 のとおりである。

平成17年度及び19年度に厚生部医務課が一括購入し、一定の利用者数がある運動施設や大規模な公の施設等に配備され、その後も同課により更新されてきた70台(構成比32.7%)があり、主に知事部局に配置されている。

(公社)富山県高等学校安全振興会からの寄託56台(構成比26.1%)は、県立学校に配備されている。

県の備品となるものは、医務課において一括購入された70台に加え、各所属で独自に購入されたもの69台(指定管理委託料による購入を含む。)、寄附採納14台があり、計153台(構成比71.4%)である。そのうち、備品登録済みと回答のあったものは137台であり、16台については、備品登録がされていない。

なお、県の備品とならないものは、前述の寄託56台の他に、リース2台、指定管理者及び学校関係団体による3台の配置がある。

表一 6 購入財源と備品登録状況

	設置済施設数	設置台数	備品対象台数					備品対象外の台数			
			医務課一括購入	所属購入	指定管理委託料	寄付採納	計	備品登録済台数	リース	寄託	その他
議会事務局	1	1	1				1	1			
知事政策局	14	16	10		4		14	14	2		
観光・地域振興局	0	0					0				
経営管理部	3	3	3				3	3			
生活環境文化部	16	16	14	1			15	5			1
厚生部	18	27	21	3	3		27	26			
中央病院	1	19	19				19	19			
商工労働部	1	1	1				1	1			
農林水産部	2	2	2				2	2			
土木部	14	25	11	11	1	2	25	24			
企業局	4	4	1	2			3	1			1
教育委員会	61	80	4	11			8	23	21		56
警察本部	20	20	2	14		4	20	20			
計	155	214	70	65	4	14	153	137	2	56	3
構成比(%)			32.7	30.3	1.8	6.5	71.4	64.0	0.9	26.1	1.4

## (6) (一財) 日本救急医療財団 AED マップへの登録状況

(一財) 日本救急医療財団では、設置者からの報告に基づき、同財団のホームページの地図上に AED の設置場所を AED マップとして公開しており、同財団の AED マップへの登録状況は、表-7 のとおりである。

同財団に AED の設置情報を登録済みと回答のあったものは、151 台（構成比 70.5%）である。

厚生労働省通知においては、「同財団では、地域の住民や救急医療に関わる機関があらかじめ地域に存在する AED の設置場所について把握し、必要な時に AED が迅速に使用できるよう、取り組んでおります」と紹介し、「同財団への登録を積極的に実施するようお願いします」と、登録を呼びかけている。

表 - 7 日本救急医療財団への登録状況

	設置済 施設数	設置台数	財団マップ 登録済台数
議会事務局	1	1	1
知事政策局	14	16	10
観光・地域振興局	0	0	0
経営管理部	3	3	3
生活環境文化部	16	16	11
厚生部	18	27	19
中央病院	1	19	3
商工労働部	1	1	1
農林水産部	2	2	2
土木部	14	25	14
企業局	4	4	1
教育委員会	61	80	70
警察本部	20	20	16
計	155	214	151
構成比 (%)			70.5

## (7) 研修参加人数及び AED 使用実績

AED を使用した救命法の研修参加人数は、表-8 のとおりである。

議会議事堂以外のすべての施設で、AED に関する研修等への参加経験者がいた。参加済み人数は、延べ 7,964 人で、うち、57 人は AED 未設置施設からの参加である。

AED の使用実績は、表-9 のとおりである。

AED を使用した事例は、病院（県立中央病院及びリハビリテーション病院・こども支援センター）以外で、13 施設において発生している。これは、AED を設置している 153 施設（病院を除く。）の 8.4% に当たる。

表 - 8 使用研修参加人数※及び使用実績

	設置済 施設数	設置台数	研修参加済み 人数	使用実績が 有る台数
議会事務局	1	1	0	0
知事政策局	14	16	120	3
観光・地域振興局	0	0	0	0
経営管理部	3	3	186	0
生活環境文化部	16	16	81	1
厚生部	18	27	714	2
中央病院	1	19	800	19
商工労働部	1	1	34	1
農林水産部	2	2	44	0
土木部	14	25	172	1
企業局	4	4	46	0
教育委員会	61	80	4,006	6
警察本部	20	20	1,761	0
計	155	214	7,964	33
構成比(%)				15.4%

※県本庁舎における研修参加人数は、含んでいない。

表-9 AEDの使用実績（患者のプライバシーに配慮し、学校名と詳細は不掲載）

	施設名	使用状況
1	総合体育センター	利用者に職員が使用
2	富山武道館	利用者に利用者が使用（電気ショック前に意識回復）
3	県庁本庁舎	臨時雇用者に使用
4	水墨美術館	来館者に職員(学芸員)が使用
5	国際健康プラザ	利用者及び職員に職員が使用（AEDは適応外）
6	技術専門学院	職員に職員が使用（電気ショック前に救急車到着）
7	総合運動公園	利用者に利用者が使用
8	砺波青少年自然の家	利用者に利用者が使用
9	県立学校A	生徒に教職員が使用
10	県立学校B	業者に教職員が使用
11	県立学校C	生徒に教職員が使用
12	県立学校D	生徒に教職員が使用
13	県立学校E	職員に教職員が使用(AEDは適応外)

※中央病院及びリハビリテーション病院・子ども支援センターの事例を除く。

## 2 実地監査の結果

### (1) 対象施設の抽出

AEDを設置している県有施設の中から、次の観点により 34 施設を抽出し、現地調査及び担当者からの聴き取り調査を行った。

- ① AEDの使用実績「有」と回答した施設 (15 施設中) 8 施設※
  - ② 平成 28 年度に AED を購入した施設 2 施設
  - ③ 大型遊具を設置するなど子どもの利用が多い施設 4 施設
  - ④ 企業等の寄附や指定管理者の負担で AED が設置された施設 4 施設※
  - ⑤ 施設の類型や部局間の均衡を考慮して任意に抽出した施設 17 施設
- ※ 1 施設については、①と④の両方に該当するため、全体で 34 施設

### ア 対象施設の類型

実地監査対象施設の類型とそれぞれの AED 設置台数は表-10 のとおりである。

表-10 対象施設の類型と AED 設置台数

施設の類型	施設数	AED の設置台数
県立学校	8	13
行政庁舎	4	4
体育施設その他の運動施設	4	4
都市公園 (運動施設のあるもの)	3	12
港湾施設	3	3
その他の施設	14	14
計	34	48

### イ 対象施設の規模

実地監査対象施設 (県立学校 8 校及び職業能力開発校 1 校を除く。) の年間利用者数※と AED 設置台数は、表-11 のとおりである。

表-11 対象施設の利用者数と AED 設置台数

年間利用者数	施設数	AED の設置台数
100 万人以上	1	1
50 万人以上 100 万人未満	4	10
10 万人以上 50 万人未満	8	11
5 万人以上 10 万人未満	5	5
1 万人以上 5 万人未満	4	4
1 万人未満	3	3
計	25	34

※入込客数によるものや、所属が推計したものを含む。

## (2) A E Dの使用状況

A E Dの使用実績「有」とした 8 施設のうち、職員が A E Dを操作したものが 6 施設で 7 件、利用者が A E Dを操作したものが 2 施設で 2 件あった。

救命措置を行った職員は、教員や指導員等のほか、美術館の学芸員の場合もあった。施設利用者が救命措置を行った 2 件のうち、1 件は、都市公園で利用者が倒れ、それを目撃した利用者により救命措置と救急車の要請が行われた事案であり、もう 1 件は、宿泊研修施設において研修を行っていた利用者が意識を失って倒れ、同じ研修に参加していた看護師が心肺蘇生を行った事案であった。

## (3) 導入機種状況

A E Dの機種別では、F 社製のものが 3 機種 43 台（うち軽量機種 5 台）、M 社製のものが 1 機種 2 台及び N 社製のものが 2 機種 3 台設置されていた。

## (4) 購入方法等

所属において A E Dを購入した施設では、見積り競争により最低価格を提示した者と随意契約を結んでいた。見積り競争に当たっては、耐用期間内の消耗品費も考慮のうえ、複数メーカーの機種を例示したものが多かったが、県立学校では、使いやすさを重視し、2 台目の購入に当たって、1 台目の機種と同機種に限定していたものがあつた。なお、平成 28 年度に A E Dを購入した県立学校 2 校は個々の事情により、別々の機種を購入し、購入額に 2 倍の開きが生じた。

また、職員数が少ない施設では、指定管理者が、維持管理に要する労力等を勘案し、リース契約により設置しているものがあつた。

## (5) 維持管理状況

### ア 機能保全状況

A E Dの自己点検機能によるインジケータの表示は、すべて正常であることを示していた。定期的に交換する必要があるバッテリー及び電極パッドの管理状況は、表-12 のとおりであり、バッテリーについてはすべて交換期限内のものだったが、電極パッドについては交換期限を過ぎていたものが 2 台あつた。

表-12 消耗品の交換状況

消耗品の種類	交換期限内のもの (台)	交換期限を過ぎていたもの (台)
バッテリー	4 8	0
電極パッド	4 6	2 ※

※ 2 台のうち 1 台は、小児用パッドのみ交換期限が切れていたもの

### イ 小児への対応状況※

対象施設における小児への対応状況は、表-13 のとおりである。

子どもの利用が多い施設だけでなく、庁舎や県立学校等においても、本体を切り替えて小児にも対応できる機種（写真－1）や小児用電極パッドが備えられていた。

小児への対応がない3台は、複数のAEDが設置されている施設で、1台が対応していないもの（2台）及び警察庁舎に設置されているもの（1台）である。

※小児への対応：未就学児にAEDを使用する場合は、電気ショックのエネルギーを減衰させるため、小児用の電極パッドや本体の小児用モードを使用することとされている。ただし、小児用パッドが備えられていないなどやむを得ない場合は、未就学児に成人用パッドを使用することとされている。

表－13 小児への対応状況

小児への対応	AED台数
本体のキー又はスイッチにより切り替えが可能	37
小児用電極パッドを備え付け	8
小児への対応なし	3
計	48

写真－1 AED本体に小児用キーを差し込むことにより小児に使用できる機種



## (6) 点検状況

日常点検の実施頻度については、表－14のとおりである。

日常点検として、毎日、点検を行っている施設は8施設あり、その中には、始業時の点検項目の一つとしてAEDが使用可能かを確認し、チェック票に印をつけることとしているもの（国際健康プラザ）など、結果を記録しているものが4施設あった。

一方、「点検は行っていない」としたものが1施設あり、点検の頻度を年1回から数回としたところも12施設あった。また、AEDを収納箱に保管している施設では、AED本体と収納箱が同時に設置された場合は、インジケータの表示が見やすかった（写真－2）が、本体の更新により小型の機種に置き換えられた場合は、表示が見えにくいもの（写真－3）が散見され、収納箱の窓が大きくても本体の置き方が正しくないため、表示を確認できないもの（写真－4）があり、日常点検の必要性を認識している施設は少数だった。

点検は、総務担当職員や県立学校では養護教諭など特定の職員が行っているところが多かった。

表-14 日常点検の実施頻度

日常点検について		施設数
点検の頻度	毎日	8
	2月に1回～週1回	13
	年1回～年数回	12
	行っていない	1
計		34

写真-2 収納箱の外からインジケータの表示が確認しやすい例  
 (本体ケースの丸窓と収納箱の窓の高さが合っている。)

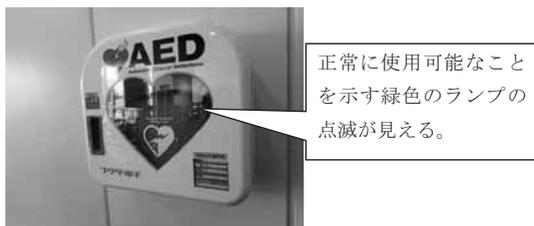


写真-3 収納箱の外からインジケータの表示が見えにくい例  
 (箱の窓よりも低い位置にインジケータがある。)



写真-4 収納箱の外からインジケータの表示を確認できない例  
 (消耗品交換期限が書かれた紙片で表示が隠れている)



点検結果の記録状況は、表-15 のとおりであり、記録しているものは少なかった。

表-15 点検結果の記録状況

日常点検について	施設数
記録している	7
記録していない	27
計	34

## (7) 設置場所の状況等

## ア 建物入口への AED 設置施設の表示

AED 設置施設の表示状況は、表-16 のとおりである。

建物等の正面入口のガラス面にステッカー等で「AED 設置施設」等と表示をしているもの（写真-5）が 25 施設（73.5%）あったが、文化ホールや博物館等では、表示がないものがあった。表示をしていない施設では、入口部分の構造や材質がステッカーの貼付に適さないことや、美観を重視しているとの理由を挙げたものもあった。また、表示している施設でも、ステッカーの色あせ等により、文字が読み取りにくいものがあった。

表-16 建物入口等への AED 設置施設の表示状況

建物入口の「AED 設置施設」の表示	施設数
表示しているもの	25
表示していないもの	9
計	34

写真-5 AED 設置施設の表示の例



## イ AED の保管状況

設置場所における AED の保管方法は、表-17 のとおりである。

一般の利用者が自由に立ち入ることができる区域内（表-17 でオープンスペースと表記）の壁面や柱に専用の収納箱を取り付けて保管されているものが多かった。机等に直接置いているもの（写真-6）や、床置き収納箱で保管しているものもあった。

床置き収納箱で保管しているものには、廊下に設置されていて収納箱の AED の表示が見えにくかったり（写真-7）、前に物が置かれていたり（写真-8）して、設置場所がわかりにくいものがあり、その理由として「法令等で義務付けられていないので、美観を優先している」ことを挙げる施設があった。

また、収納箱の取っ手にいたずら防止のためのキャップが取り付けられているものや、事務室等に保管されていて室外からは A E D が設置されていることがわかりにくいものがあった。

なお、都市公園では、施設のエントランスロビー等に設置してある A E D を、プールの供用期間中やプロスポーツの試合開催日に、別の場所に移動させているものがあった。

表—17 設置場所における A E D の保管方法

AED の保管方法	台数
オープンスペースの壁面や柱に固定した収納箱で保管	2 9
オープンスペースに床置き型の収納箱で保管	6
受付カウンターや机の上に直接保管	2
事務室・審判室・医務室の収納箱に保管	6
事務室・審判室の棚等に直接保管	5
計	4 8

写真 6 机の上に A E D が直接置かれている例



写真—7 収納箱の A E D の表示が見えにくい例 写真—8 収納箱の前面に机が置かれている例



## ウ AED設置場所の周知

AEDの設置場所については、建物に入ってすぐの場所としているものが多かったが、県立学校では、職員室前や保健室前の廊下に設置しているものもあった。このほか、行政庁舎及び集会施設において、2階にAEDを設置しているものがあったが、いずれもAEDが2階にある旨を1階に表示していなかった。

現地案内板等による周知については、職員室前等にAEDを設置している県立学校（富山西高等学校）では、玄関の案内案内図の下に、AEDの設置場所案内図を現場の写真とともに掲示していた（写真－9）。また、都市公園では屋外の案内板（写真－10）や施設リーフレットにAEDの設置場所を表示しているものがあり、空港でも案内図にAED設置場所を表示していた。これら以外では、こうした表示は見られなかった。

写真 9 AEDの設置場所案内の例



写真 10 案内板のAED設置場所の表示の例



施設ホームページへのAED設置場所の掲載状況は、表－18のとおりである。

都市公園や体育施設、空港では、施設ホームページ上にAEDの設置場所を掲載していたが、これら以外の施設では掲載されていなかった。

表－18 施設ホームページへのAED設置場所の掲載状況

周知手段	施設数
施設ホームページに掲載している	5
施設ホームページに掲載していない	24
施設のホームページはない	5
計	34

## エ (一財) 日本救急医療財団への登録状況

AED設置情報を(一財)日本救急医療財団に登録し、同財団のAEDマップに掲載されている施設が多数ではあったが、特別な理由がないのに登録をしていないものも見られた。また、登録はされているが、複数台設置されているのに1台分の情報しかAEDマップに表示されていないものや、AEDマップ上のマークの位置と実際の設置場所がずれているものが少なくなかった。

同財団では、AEDマップに登録されている情報の正確さについて、独自の指標により、精度の高い方からAからCまでに分類しているが、実地監査対象施設のAEDマップへの登録状況及び精度は、表-19のとおりである。

表-19 AEDマップにおける精度の掲載状況

日本救急医療財団AEDマップの掲載状況		AED台数
設置情報がAEDマップに掲載されている。		30
うち	精度Aのもの	13
	精度Bのもの	4
	精度Cのもの	13
AEDマップに掲載されていない		18
計		48

※精度A:点検担当者が配置され、新規登録日(情報更新日)から2年未満で、地図上のピンの変動歴があるもの。

精度B:点検担当者が配置され、新規登録日(情報更新日)から2年以上4年未満のもの。

精度C:点検担当者の配置がない、または新規登録日(情報更新日)から4年以上のもの。

## (8) 操作研修の受講状況

施設職員の直近の操作研修の受講時期は、表-20のとおりである。

多くの施設では、毎年度、職員が交替で操作研修を受講することとしており、指定管理されている施設には、毎年1回講習会を開催し、都合のつく職員全員が受講することとしているもの(太閤山ランド等)や、3年で全員が受講することとしているもの(県民会館等)、施設内で全職員対象の講習会を年2回開催しているもの(国際健康プラザ)があった。一方、受講から相当地数が経過しているものも見られた。

また、県立学校では、毎年、1学年の生徒全員を対象とした講習を行い、教員も参加しているものや、教職員を対象とした講習会を別に開催しているものがある一方、ここ数年間、校内では開催していないところもあった。

表-20 施設職員のAED操作研修受講状況

直近の操作研修受講時期	施設数
平成28年度に受講又は受講予定※	23
平成27年度に受講	5
平成26年度以前に受講	6
計	34

※当該施設において、職員が講師となって定期的にAEDの操作を含む救命法の講習を行っているものは、「28年度に受講」として数えた。

## (9) マニュアル等の整備状況

AEDの使用を含む事故対応マニュアル等の整備状況は、表-21のとおりであり、危機管理マニュアル中に「緊急を要する病人・けが人発生時の対応」としてAEDの使用を含む救命措置の手順を具体的に記載しているところ(こどもみらい館)もあったが、危機管理マニュアルを整備しているが、AEDの使用については記載していない施設も見られた。

表-21 マニュアルの整備状況

マニュアル等の整備状況	施設数
AED使用について記載したマニュアルを整備している。	8
緊急時のフロー図等にAEDについて記載している。	8
AEDについて記載したマニュアル等はない	18
計	34

## (10) 本体の更新状況及び増設予定

## ア 本体の更新状況

AED本体の耐用年数の経過状況は、表-22のとおりである。

厚生部医務課により配備されたもの(19台)や(公社)富山県高等学校安全振興会から各県立学校に寄託されているもの(8台)は、適宜更新されており、実地監査の時点で耐用年数を過ぎていたものはなかった。

これら以外では、既に耐用年数が経過しているものが7台あり、その中には、平成29年度に更新予定のものもあったが、指定管理者から所管課に更新が要望されていても、具体的な更新計画が示されていないものがあった。

表-22 AED本体の更新状況

本体の更新状況	AEDの台数
耐用年数が経過前のもの※	41
耐用年数を経過しているもの	7
計	48

※実地監査の時点で耐用年数が経過していなかったもの

## イ 増設の予定(希望)

県立学校では、平成29年度までに1台の増設を予定しているところが2校あった。

そのほか、体育施設、都市公園及び県立学校の中には、職員が、施設の規模や利用状況から見て現状の設置台数では不十分と感じ、救命措置の実施体制に万全を期するため、増設を希望しているものがあった。しかし、これらの施設では、増設時の本体購入等にかかる費用に加え、消耗品費等の維持管理費もかかることや、盗難防止等の管理が行き届きにくいことが支障となり、具体的な増設計画には至っていない状況であった。

### 第 3 監査の意見

#### 1 AEDの配置について

本県においては、厚生部医務課による一括配備が行われたことや、各県立学校に 1 台ずつ AED が寄託されていることから、(一財)日本救急医療財団による AED の適正配置に関するガイドライン(平成 25 年 9 月 9 日付け)で設置が推奨されている、規模の大きな公共施設や県立学校などには、概ね少なくとも 1 台の AED が設置済みとなっている。

しかしながら、今回監査では、比較的小規模な行政庁舎であっても、所属の判断で購入・設置しているものや指定管理者の判断で設置しているものが見られた一方で、「必要性や財源について検討中」として、設置していない県有施設も見られた。また、設置済み施設であっても、現場の担当者が増設の必要性を感じているものがあつた。

本県では、厚生部医務課により先導的に AED が配備されたが、その後の AED の設置の判断や、設置場所の選定については、各施設所管課や管理者の判断に委ねられてきたことから、こうしたばらつきや戸惑いが生じているのではないかと考えられる。

こうしたなか、他県においては、AED の普及を促進するための条例を制定(平成 25 年茨城県、平成 28 年千葉県)し、設置基準等を定めている事例もあることから、本県においても、AED を設置すべき施設や設置場所の選定方法に関する考え方を整理し、県有施設を所管する室課等(本庁の室課及び出先機関をいう。以下同じ。)に指針として示す必要があると考えるので、検討されたい。

また、県有施設における AED 設置場所や設置状況等に関する情報を一元的に把握し、施設所管課等に情報提供することも有用と考えられるので、併せて検討されたい。

#### 2 購入方法等について

AED は、機種によって相当の価格差がある。しかし、どの機種でも救命に必要な機能は満たしていることから、今後、AED を購入する室課等においては、設置を予定している場所や想定される使用状況などを勘案し、メーカーや機種を限定する必要があるか、比較的低価格で納入されている機種で目的を達することができないか、事前に十分に検討されたい。

#### 3 維持管理状況について

##### (1) 日常点検の実施等について

今回監査の結果、AED の日常点検を毎日行っているものは少数であり、日常点検の必要性が十分に認識されていないように見受けられた。AED は、いつ使用する必要が生じるか予測できない医療機器であることから、日常点検は、基本的に毎日行い、その結果を記録することが望まれる。

施設管理者において、点検担当者を定め、日常点検を毎日実施し、その結果を記録するように取り計らわれたい。

## (2) 備品登録等について

県有備品で備品登録が行われていないもの、備品登録されているが備品管理票を貼付していないものが見受けられたので、こうしたものを所管する所属においては、速やかに備品登録又は備品管理票の貼付を行われたい。

## (3) 消耗品の定期交換について

今回監査では、一部の施設において、電極パッドの使用期限（電極パッド：概ね2年、バッテリー：概ね4年）が切れているものがあつた。施設管理者においては、電極パッド及びバッテリーの使用期限について、再度確認のうえ、使用期限が切れているものについては、速やかに交換されたい。

なお、AEDの消耗品は、定期的に交換しなければならないうえ、電極パッド1式で1万円前後、バッテリーは1個数万円と比較的高価であるため、当該施設を所管する室課等においても、予算の確保及び消耗品の適時の交換について配慮されたい。

## 4 設置場所の状況等について

### (1) 設置場所の表示等について

心停止の患者を救命するためには、心停止から5分以内のできるだけ早期にAEDを使用することが必要とされており、患者が発生した場合には、職員による救助を待つよりも、現場に居合わせた施設利用者が救命措置を開始した方が救命率の向上につながる。施設利用者による救命措置が円滑かつ迅速に行われるためには、AEDが設置されている場所を周知することが大切である。

AEDを設置している建物の入口に、AED設置施設である旨を表示していない施設については、主要な入口にAED設置施設である旨を表示することを検討し、仮に、施設の性格や構造、材質等から、ステッカー等を掲示することが困難な場合であっても、施設の案内図等にAEDの設置場所を表示するなどの代案を検討されたい。

広大な都市公園や構内が複雑な県立学校など、入口の表示だけでは、利用者がAEDの設置場所まで容易に到達することができないと見られる施設については、外部の利用者にも分かるよう、案内図や案内板に設置場所を表示することを検討し、さらに、建物の2階など入口から距離のある場所にAEDを設置している施設については、誘導用の標識の設置についても併せて検討されたい。

加えて、当該設置場所においては、AEDが利用者から見えやすく、円滑に取り出すことができる状態となっているか点検し、支障がある場合は、表示の追加や支障物の移動を行うなど、改善を図られたい。

### (2) (一財) 日本救急医療財団への登録について

厚生労働省通知では、地域の住民や救急医療関係機関がAEDの設置場所を把握できるように(一財)日本救急医療財団への登録を求めているところであり、特別の事情なく登録していない施設については、速やかに手続きを採られたい。

また、同財団のAEDマップ登録施設であっても、表示台数と実際の設置台数が一致しないものや表示場所が実際の位置とずれているものが見られるので、実態を正しく反映した表示となるよう、設置情報の追加登録や更新を行われたい。

### (3) 施設ホームページへの掲載について

インターネットが広く普及し、心停止の不安がある人などは、あらかじめ外出先の AED 設置状況をホームページで確認することが想定されることから、不特定多数の者が訪れる施設では、前述の（一財）日本救急医療財団への登録に加え、当該施設のホームページに AED の設置情報を掲載することを検討されたい。

## 5 操作研修等について

一般的に、操作研修受講者であっても、年数が経過すると、緊急時に正確に救命措置を行うことが難しくなると考えられ、救命処置の手順が変更される場合も有り得ることから、使用者は定期的（2～3 年間隔）に研修を再受講することが望ましいとされている。このため、職員が過去 3 年以上以上操作研修を受講していない施設については、職員が定期的に AED の使用を含む救命法の研修を受講するよう配慮されたい。

また、突発的な事態に際し、施設職員が AED の使用を躊躇しないためには、危機管理マニュアル等にルーティン（決まった手順）として記載しておくことが有益と考えられることから、記載していない施設については、緊急時の対応の一部として、必要な見直しを検討されたい。

## 6 更新予定について

今回監査では、AED 本体の耐用年数が経過しているにも関わらず、更新予定がないものがあつた。耐用年数を経過しても直ちに機能が喪失する訳ではなく、価格がかなり高額（一般的に 20～40 万円程度）であることから、更新が進まないものと考えられるが、時間の経過とともに、故障のリスクが高まることが予想される。

AED を設置している室課等においては、適切かつ計画的な更新が行われるよう、その時期や取得の方法、財源等について検討されたい。

## 第 4 おわりに

消防庁調査では、心停止の患者に対して、救急車到着前に AED が使用された場合、54% の人が 1 月以上生存し、46% の人が社会復帰を果たしている一方、使用されなかった場合は、1 月後生存率は 11%、社会復帰は 7% に止まるとされている。

このことから、県有施設に AED が適切に配置され、迅速かつ円滑に使用される体制が整備されることは、県民の安全と安心に大きく寄与すると考えられる。

今回監査において、県有施設で実際に AED が使用され、県民の生命が救われた事例が少なくないことが判明したが、その中には、運動強度の強いスポーツ施設ではない美術館や青少年自然の家で発生したものもあり、今後の高齢化の進展を考えると、不特定多数の利用者がある施設では、いつ同様の事態が発生してもおかしくないと考えるべきである。

今後とも、AED を使用した救命措置を円滑に行うことができるよう、AED を良好な状態で維持管理するとともに、日頃から職員の研修や対応手順の確認、訓練の実施等に努められたい。



医政発第0416001号  
薬食発第0416001号  
平成21年4月16日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

厚生労働省医薬食品局長

自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について  
（注意喚起及び関係団体への周知依頼）

自動体外式除細動器（以下「AED」という。）については、平成16年7月1日付け医政発第0701001号厚生労働省医政局長通知「非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用について」において、救命の現場に居合わせた市民による使用についてその取扱いを示したところですが、これを機に医療機関内のみならず学校、駅、公共施設、商業施設等を中心に、国内において急速に普及しております。

一方で、AEDは、薬事法（昭和35年法律第145号）に規定する高度管理医療機器及び特定保守管理医療機器に指定されており、適切な管理が行われなければ、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある医療機器です。

これらを踏まえ、救命救急においてAEDが使用される際に、その管理不備により性能を発揮できないなどの重大な事象を防止するためには、これまで以上にAEDの適切な管理等を徹底することが重要であることから、貴職におかれては、下記の事項について、御協力いただくようお願いします。

なお、別添1のとおり、AEDの各製造販売業者に対して、AEDの設置者等が円滑に本対策を実施するために必要な資材の提供や関連する情報の提供等を指示するとともに、別添2のとおり、各省庁等に対して、各省庁等が設置・管理するAEDの適切な管理等の実施と各省庁等が所管する関係団体への周知を依頼したことを申し添えます。

## 記

1. AEDの適切な管理等について、AEDの設置者等が行うべき事項等を別紙のとおり整理したので、その内容について御了知いただくとともに、各都道府県の庁舎（出先機関を含む。）、都道府県立の学校、医療機関、交通機関等において各都道府県が設置・管理しているAEDの適切な管理等を徹底すること。
2. 貴管下の各市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対して、各市町村の庁舎（出先機関を含む。）及び市町村立の学校、医療機関、交通機関等において各市町村が設置・管理しているAEDの適切な管理等が徹底されるよう本通知の内容について周知すること。
3. 貴管下の学校、医療機関、交通機関、商業施設等の関係団体に対して、民間の学校、医療機関、交通機関、商業施設等において当該関係団体及びその会員が設置・管理しているAEDの適切な管理等が徹底されるよう本通知の内容について周知すること。
4. 各市町村及び関係団体との協力・連携の下、AEDの更なる普及のための啓発を行う際には、AEDの適切な管理等の重要性についても幅広く周知すること。
5. 各都道府県、各市町村、関係団体等が実施するAEDの使用に関する講習会において、AEDの適切な管理等の重要性についても伝えること。

(照会先)

医薬食品局安全対策課安全使用推進室

電 話：03-5253-1111（内線2751, 2758）

夜間直通：03-3595-2435

## AEDの設置者等が行うべき事項等について

## 1. 点検担当者の配置について

AEDの設置者（AEDの設置・管理について責任を有する者。施設の管理者等。）は、設置したAEDの日常点検等を実施する者として「点検担当者」を配置し、日常点検等を実施させて下さい。

なお、設置施設の規模や設置台数等から、設置者自らが日常点検等が可能な場合には、設置者が点検担当者として日常点検等を実施しても差し支えありません。点検担当者は複数の者による当番制とすることで差し支えありません。

また、特段の資格を必要とはしませんが、AEDの使用に関する講習を受講した者であることが望ましいです。

## 2. 点検担当者の役割等について

AEDの点検担当者は、AEDの日常点検等として以下の事項を実施して下さい。

## 1) 日常点検の実施

AED本体のインジケータのランプの色や表示により、AEDが正常に使用可能な状態を示していることを日常的に確認し、記録して下さい。

なお、この際にインジケータが異常を示していた場合には、取扱説明書に従い対処を行い、必要に応じて、速やかに製造販売業者、販売業者又は賃貸業者（以下「製造販売業者等」という。）に連絡して、点検を依頼して下さい。

## 2) 表示ラベルによる消耗品の管理

製造販売業者等から交付される表示ラベルに電極パッド及びバッテリーの交換時期等を記載し、記載内容を外部から容易に確認できるようにAED本体又は収納ケース等に表示ラベルを取り付け、この記載を基に電極パッドやバッテリーの交換時期を日頃から把握し、交換を適切に実施して下さい。

なお、今後新規に購入するAEDについては、販売時に製造販売業者等が必要事項を記載した表示ラベルを取り付けることとしています。

## 3) 消耗品交換時の対応

電極パッドやバッテリーの交換を実施する際には、新たな電極パッド等に添付された新しい表示ラベルやシール等を使用し、次回の交換時期等を記載した上で、AEDに取り付けて下さい。

## 3. AEDの保守契約による管理等の委託について

AEDの購入者又は設置者は、AEDの販売業者や修理業者等と保守契約を結び、設置されたAEDの管理等を委託して差し支えありません。

#### 4. AEDの設置情報登録について

AEDの設置情報登録については、平成19年3月30日付け医政発第0330007号厚生労働省医政局指導課長通知「自動体外式除細動器（AED）の設置者登録に係る取りまとめの協力依頼について」において、AEDの設置場所に関する情報を製造販売業者等を通じて財団法人日本救急医療財団に登録いただくよう依頼しているところです。

同財団では、AEDの設置場所について公表を同意いただいた場合には、AEDの設置場所をホームページ上で公開することで、地域の住民や救急医療に関わる機関があらかじめ地域に存在するAEDの設置場所について把握し、必要な時にAEDが迅速に使用できるよう、取り組んでおります。

また、AEDに重大な不具合が発見され、回収等がなされる場合に、設置者等が製造販売業者から迅速・確実に情報が得られるようにするためにも、設置場所を登録していない、又は変更した場合には、製造販売業者等を通じて同財団への登録を積極的に実施するようお願いします。

なお、AEDを家庭や事業所内に設置している場合等では、AEDの設置場所に関する情報を非公開とすることも可能です。

(参考) AED設置場所検索 (財団法人日本救急医療財団ホームページ) URL

<http://www.qqzaidan.jp/AED/aed.htm>

---

平成29年 3 月 24 日印刷発行

発 行 富

山 県

富山県富山市新総曲輪 1 番 7 号

電話富山 076—444—3153番

---